解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成三十年三月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十七日

兵庫県西宮市北名次町一一番一五号
医療法人社団中林医院
清算人　中林　晟

解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年四月三十日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十七日

北九州市八幡西区大平二丁目七番三号
医療法人三浦整形外科内科クリニック
清算人　三浦　良史

解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年四月五日岐阜県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十七日

岐阜県山県市大門九三四番地の二
大門生産森林組合
清算人　川島　利夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十二月四日開催の評議員会及び理事会の決議並びに愛知県知事の認可により平成三十年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十七日

愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字上栗五番地
社会医療法人財団せせらぎ会
清算人　鈴木　義治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市大森町三二番地、最後の住所北海道函館市弁天町一番一一―五〇三号
被相続人　亡　佐々木テイ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十七日

北海道函館市駒場町七番六号　メゾン駒場一階　柳法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柳　順也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道白老郡白老町字社台一一七番地、最後の住所北海道白老郡白老町字社台一一二番地三
被相続人　亡　古俣　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十七日

北海道登別市若山町四丁目四〇番五号メープル・ペット・ワン三〇三号のぼりべつ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　八木橋俊輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市四条通七丁目右六号、最後の住所北海道旭川市南三条通二五丁目四九七番地
被相続人　亡　小野　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十七日

事務所北海道旭川市三条通九丁目五五一番地二　旭川総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　曽我　章浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蓮田市大字上平野一八五二番地、最後の住所埼玉県蓮田市大字上平野一八五二番地三
被相続人　亡　篠﨑　廣久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十七日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目六二番地マレーS・Tビル四〇三号はるか法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川井理砂子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区三田三丁目一二番地、最後の住所千葉市花見川区横戸町一五七六番地八
被相続人　亡　畠中　崇吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十七日

事務所千葉市中央区中央二―三―一六　千葉センタースクエアビル四階　牧野・吉見総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　牧野　宏信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県白井市中三五七番地、最後の住所千葉県船橋市南本町四〇番九号
被相続人　亡　加藤百合子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十七日

事務所千葉県市川市八幡三―一―一八―三階シャトー増田Ｎｏ．３法律事務所羅針盤
相続財産管理人　弁護士　本田　真郷

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市逆井一丁目八九五番地七八、最後の住所千葉県流山市美原四丁目二〇三番地の四三
被相続人　亡　佐藤　精男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十七日

事務所千葉県松戸市東松戸一―三―八　東和ビル七〇五号　若穂井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　若穂井　透

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市中央区宮下本町二丁目二二五一番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区横山四丁目五番一―一〇六号
被相続人　亡　久保田文乃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十七日

神奈川県相模原市中央区相模原二丁目一番五号サトウビル五階
相続財産管理人　弁護士　藤田　寛之

第５期決算公告

平成30年５月17日

横浜市港北区新横浜二丁目13番12号
株式会社日能研アクシオス
代表取締役　高木　幹夫

貸借対照表の要旨
（平成29年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,090
	資産合計	2,090
負債及び純資産の部	流動負債	1,965
	株主資本	125
	資本金	1
	利益剰余金	124
	その他利益剰余金	124
	（うち当期純利益）	(91)
	負債・純資産合計	2,090